

国立大学法人京都大学教職員給与規程等新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略) (都市手当)</p> <p>第16条 都市手当は、別表第10の区分に掲げる支給地域に在勤する教職員に、その教職員の俸給、俸給の特別調整額、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該区分に対応する支給割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、沖縄振興開発金融公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者(以下「給与法適用者等」という。)であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による都市手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、都市手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、別に定める割合とする。</p> <p>(後 略)</p> | <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(都市手当)</p> <p>第16条 } } (同 左)</p> <p>2 } 3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、沖縄振興開発金融公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者(以下「給与法適用者等」という。)であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による都市手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、都市手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、別に定める割合とする。</p> |
| <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)</p> <p>(前 略) (年次休暇の日数)</p> <p>第21条 年次休暇は、一の年ごと(1月1日から12月31日までの1暦年)における休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該年において新たに<u>特定独立行政法人</u>の職員、国家公務員(特別職に属する者を含む。)、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職</p> | <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)</p> <p>(年次休暇の日数)</p> <p>第21条 } } (同 左)</p> <p>(1)・(2) } (3) 当該年において新たに<u>行政執行法人</u>の職員、国家公務員(特別職に属する者を含む。)、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職</p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員（以下この条において「国等の職員」という。）となった者で、引き続き教職員となったもの 国等の職員となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）</p> | <p>行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員（以下この条において「国等の職員」という。）となった者で、引き続き教職員となったもの 国等の職員となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）</p> |
| <p>(4) } (略)</p> | <p>(4) } (同 左)</p> |
| <p>2 (後 略)</p> | <p>2</p> |
| <p>国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 (平成16年達示第89号)</p> | |
| <p>(前 略) (勤続期間の計算)</p> | |
| <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び第5項に規定する法人等に使用される者又は第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> | <p>第8条 (勤続期間の計算)</p> |
| <p>2～4 (略)</p> | <p>2～4</p> |
| <p>5 第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等（以下「法人等」という。）に使用される者が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第2条第7号の規定により退職手当を支給されないで法人等に使用される者となり、引き続いて法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端月数を切り捨てる。）に相当する月数）</p> | <p>5 (同 左)</p> |

| 改 正 前 | | | 改 正 後 | | |
|--|--|--|---|--|--|
| <p>は、その者の教職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>独立行政法人</u>宇宙航空研究開発機構法第3条に規定される<u>独立行政法人</u>宇宙航空研究開発機構(ただし、同機構就業規則に規定される教育職職員に限る。)</p> <p>(7) } (略)</p> <p>6・7 } (中略)</p> <p>第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合(当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する<u>特定独立行政法人</u>から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定に該当する場合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | | <p>(1)～(5) } (同左)</p> <p>(6) <u>国立研究開発法人</u>宇宙航空研究開発機構法第3条に規定される<u>国立研究開発法人</u>宇宙航空研究開発機構(ただし、同機構就業規則に規定される教育職職員に限る。)</p> <p>(7) } (同左)</p> <p>6・7 } (同左)</p> <p>第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合(当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する<u>行政執行法人</u>から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定に該当する場合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | |
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第3条第1項 | 退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額)(| 法人等、国若しくは第9条第1項に規定する <u>特定独立行政法人</u> の退職の日におけるその者の俸給月額(第8条の3第1項の規定に該当する教職員となった日(以下第8条(第2項を除く。))までにおいて単に「教職員となった日」という。)以後に降格した者(役員等から引き続き教職員となった者を除く。)にあってはその者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する <u>特定独立行政法人</u> の退職の日における俸給月額のいずれか少ない額とし、役員等から引き続き教職員となった者にあつ | 第3条第1項 | 退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額(年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額)(| 法人等、国若しくは第9条第1項に規定する <u>行政執行法人</u> の退職の日におけるその者の俸給月額(第8条の3第1項の規定に該当する教職員となった日(以下第8条(第2項を除く。))までにおいて単に「教職員となった日」という。)以後に降格した者(役員等から引き続き教職員となった者を除く。)にあってはその者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する <u>行政執行法人</u> の退職の日における俸給月額のいずれか少ない額とし、役員等から引き続き教職員となった者にあつては当該役員等の |

| 改 正 前 | | | 改 正 後 | | |
|---|--|--|---|--|--|
| | | ては当該役員等の退職の日におけるその者の俸給月額とする。 | | | 退職の日におけるその者の俸給月額とする。 |
| (略) | | | (同 左) | | |
| 第7条の5第2項 | 教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当の月額の合計額 | 教職員が法人等、国若しくは第9条第1項に規定する <u>特定独立行政法人</u> の退職の日における教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当（以下この項において「俸給等」という。）に相当する給与の月額の合計額（教職員となった日以後に降格した者にあつては、その者が退職若しくは解雇の日における俸給等の月額の合計額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する <u>特定独立行政法人</u> の退職の日における俸給等に相当する給与の月額の合計額のいずれか少ない額） | 第7条の5第2項 | 教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当の月額の合計額 | 教職員が法人等、国若しくは第9条第1項に規定する <u>行政執行法人</u> の退職の日における教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当（以下この項において「俸給等」という。）に相当する給与の月額の合計額（教職員となった日以後に降格した者にあつては、その者が退職若しくは解雇の日における俸給等の月額の合計額又は法人等、国若しくは第9条第1項に規定する <u>行政執行法人</u> の退職の日における俸給等に相当する給与の月額の合計額のいずれか少ない額） |
| (略) | | | (同 左) | | |
| 2 法人等に使用される者（その者の職に係る平成16年3月31日における定年年齢が満63歳である法人等に使用されるものに限る。）が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に規定する <u>特定独立行政法人</u> からこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合及び63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | | 2 法人等に使用される者（その者の職に係る平成16年3月31日における定年年齢が満63歳である法人等に使用されるものに限る。）が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に規定する <u>行政執行法人</u> からこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合及び63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | | |
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第3条第1項 | 退職し又は解雇された者に対する退職手当の | 63歳年度末日（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員から引き続き教職員となった者 | 第3条第1項 | 退職し又は解雇された者に対する退職手当の | 63歳年度末日（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員から引き続き教職員となった者 |

| 改 正 前 | | 改 正 後 | |
|---|---|---|---|
| 基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額（年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額）（ | にあっては、国又は第9条第1項に規定する <u>特定独立行政法人</u> の退職の日。以下「63歳年度末日等」という。）におけるその者の俸給月額（63歳年度末日等の翌日以後に降格した者）にあっては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日等における俸給月額のいずれか少ない額。 | 基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額（年俸制教員にあっては、年俸制教員移行日前日の俸給月額）（ | にあっては、国又は第9条第1項に規定する <u>行政執行法人</u> の退職の日。以下「63歳年度末日等」という。）におけるその者の俸給月額（63歳年度末日等の翌日以後に降格した者）にあっては、その者の退職若しくは解雇の日における俸給月額又は63歳年度末日等における俸給月額のいずれか少ない額。 |
| (略) | | (同 左) | |
| <p>(国等の機関から復帰した教職員の在職期間の計算)</p> <p>第9条 教職員のうち、総長の要請に応じ、引き続いて国、<u>特定独立行政法人</u>（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定するものうち法人等を除く公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び教職員となった者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人の場合にあっては、当該地方公共団体又は地方独立行政法人の退職手当に関する規定において、その者の教職員としての勤続期間が当該地方公共団体又は地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算されることと定められているものに限る。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } 3 } 第8条の2及び第8条の3の規定に該当して退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる規定に該当して退職し、又は解雇された者）にあっては、当該各号に掲げる日を退職し、又は解雇された日として、前2項の規定を適用した場合に得られる額とする。</p> <p>(1) 第8条の2 63歳年度末日</p> | | <p>(国等の機関から復帰した教職員の在職期間の計算)</p> <p>第9条 教職員のうち、総長の要請に応じ、引き続いて国、<u>行政執行法人</u>（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定するものうち法人等を除く公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び教職員となった者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人の場合にあっては、当該地方公共団体又は地方独立行政法人の退職手当に関する規定において、その者の教職員としての勤続期間が当該地方公共団体又は地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算されることと定められているものに限る。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 } 第2条 } 2 } 3 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> | |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(2) 第8条の3第1項 法人等、国若しくは第9条第1項に規定する<u>特定独立行政法人</u>を退職した日(役員等から引き続き教職員となった者にあつては当該役員等を退職した日)</p> <p>(3) 第8条の3第2項 同項に規定する63歳年度末日等 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学客員教授及び客員准教授等に関する規程 (昭和47年達示第11号)</p> <p>(前 略) (称号の付与)</p> <p>第2条 総長は、次の各号の一に該当する者のうち、本学において引き続き3月以上専攻分野について教育又は研究に従事し、本学の教授又は准教授と同等以上の資格があると認められる者に対して、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 本学の客員講座又は客員研究部門を担当する国の機関の職員又は他の国立大学法人若しくは<u>特定独立行政法人</u>等の役員若しくは職員</p> <p>2 前項の規定は、講座、研究部門等に教授又は准教授を欠く場合において、国の機関の職員又は他の国立大学法人若しくは<u>特定独立行政法人</u>等の役員若しくは職員が当該講座、研究部門等の教育又は研究に従事する場合に準用する。 (後 略)</p> | <p>(2) 第8条の3第1項 法人等、国若しくは第9条第1項に規定する<u>行政執行法人</u>を退職した日(役員等から引き続き教職員となった者にあつては当該役員等を退職した日)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(称号の付与)</p> <p>第2条 } } (同 左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5) 本学の客員講座又は客員研究部門を担当する国の機関の職員又は他の国立大学法人若しくは<u>行政執行法人</u>等の役員若しくは職員</p> <p>2 前項の規定は、講座、研究部門等に教授又は准教授を欠く場合において、国の機関の職員又は他の国立大学法人若しくは<u>行政執行法人</u>等の役員若しくは職員が当該講座、研究部門等の教育又は研究に従事する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成27年11月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> |